

平成23年6月14日

日本放送協会放送受信規約および放送受信料免除基準 の一部変更について

日本放送協会放送受信規約および放送受信料免除基準の一部変更について、本日、総務大臣の認可を受け、平成23年7月1日から施行します。

これにともない、「受信料免除における確認調査」と「アナログ放送の終了によりNHKの放送を受信できなくなった場合の受信契約の手続き」について、新たに運用します。

【新たに運用する内容】

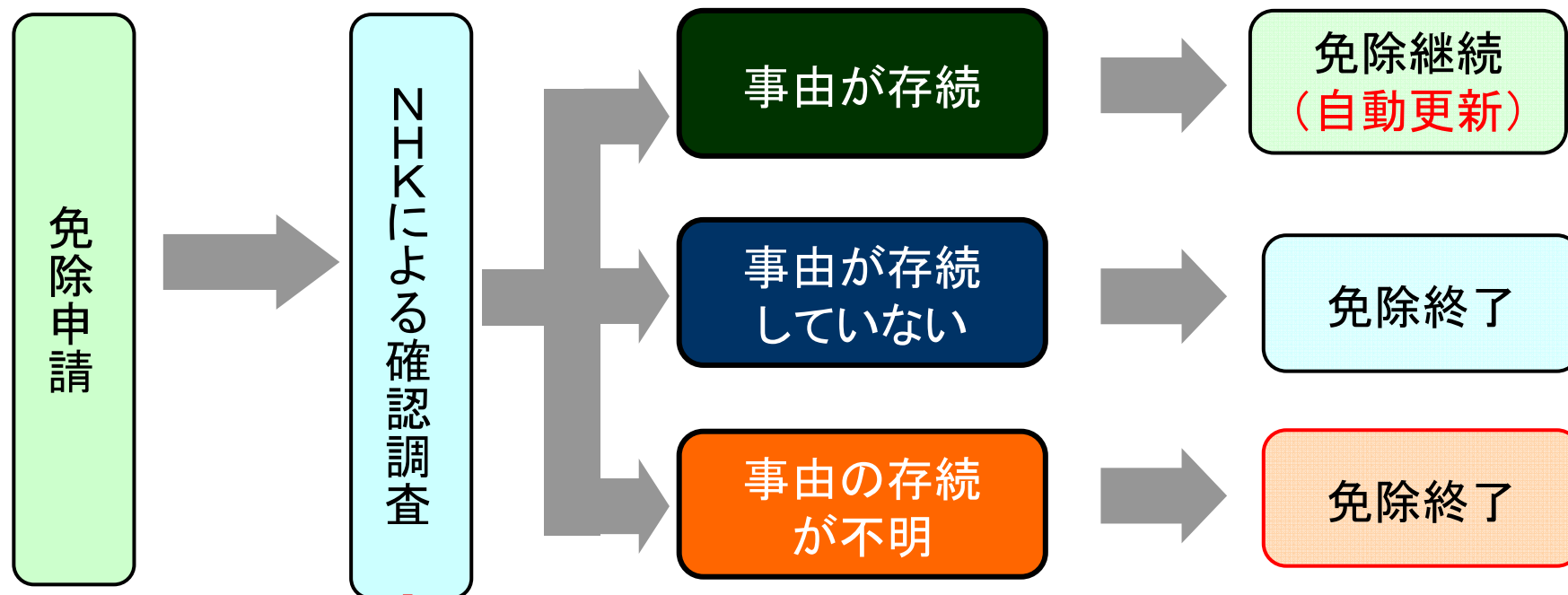
○受信料免除における確認調査

- ・ 受信料の免除を適用されている方について、免除事由の証明書の発行者への照会等により、免除事由の存続を定期的に調査します。
- ・ 証明書の発行者を通じた調査ができない場合、本人に免除事由の証明書の提出を求めることで調査します。
- ・ 調査により免除事由の継続が確認できない場合、受信料の公平負担のため、免除を終了します。
- ・ 調査の頻度については放送受信料免除基準に規定し、免除事由に収入要件があるものは1年、それ以外の場合は2年とします。
- ・ 東日本大震災の被災地域については、証明書の発行者への照会が困難な場合等も想定されるため、運用開始を1年間延伸します。

○アナログ放送の終了によりNHKの放送を受信できなくなった場合の受信契約の手続き

- ・ 必要事項（住所・氏名等）を1年以内にお届けいただきます。
- ・ お届けの内容が事実であると確認できた場合、アナログ放送の終了日に契約は終了となります。（1年以内であれば遡って終了となります）
- ・ 衛星アナログ放送の終了に伴い、衛星放送を受信できなくなり、衛星契約から地上契約に変更する場合も、同様の手続きとします。
- ・ 地上アナログ放送の終了が延期される岩手・宮城・福島の3県においては、3県のアナログ放送終了後にお届けをいただくこととなります。

受信料免除における確認調査の概要



※災害被災が免除の適用要件となっている場合は、確認調査は実施しない。

確認方法	免除事由の証明先に事由の存続を照会すること等により調査 〔調査ができない場合は、本人に事由の証明書を提出していただくことで確認〕
確認頻度	・収入要件が免除事由の場合(公的扶助受給者等):1年 ・それ以外の場合(視覚・聴覚障害者等):2年

アナログ放送の終了に伴う受信契約の手続きの概要

<地上契約のみのケース>

